## 令和4年度 足立区国民健康保険運営協議会 資料

開催日時:令和5年2月24日(金)午前10時開催場所:生涯学習センター5階 研修室1

I	審	議事	·項
(	Ι),	足立	区国民健康保険条例の一部改正について
	資料	ł 1	令和5年度国民健康保険料率等の算定について・・・・・・・ 1
	資料	ł 2	特別区統一保険料率等(案)の推移について ・・・・・・・ 6
	資料	∤3	令和5年度国民健康保険料試算について(医療分+支援金分)・・ 7
	資料	$\nmid 4$	令和5年度国民健康保険制度の改正について・・・・・・・ 9
	資料	<b>∤</b> 5	足立区国民健康保険条例改正案の概要について・・・・・・ 11
			足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表・・・・ 14
(]			   区国民健康保険出産費資金貸付条例及び足立区国民健康保険   費資金貸付基金条例の廃止について
	資料	ł 6	足立区国民健康保険出産費資金貸付条例及び足立区国民健康保険出産費 資金貸付基金条例の廃止について・・・・・・・・・・・・・2 2
П	報	告事	項
	1	保険	幹の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて・・・・・ 23
	2	ジェ	ニネリック医薬品の普及について・・・・・・・・・・ 27
	3	特定	E健診・特定保健指導の実施状況について・・・・・・・・ 29
	4	国国	院健康保険業務外部化の進捗状況について・・・・・・・・・ 3 0
	5	新型	<b><sup>世コロナウイルス感染症対策について・・・・・・・・・・ 32</sup></b>
	6	産前	前産後期間の国民健康保険料減免制度の創設について・・・・・・ 33
	7	囯囯	R健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について・・・・ 34
ш	·	_	[国民健康保険運営協議会委員名簿

#### I 審議事項

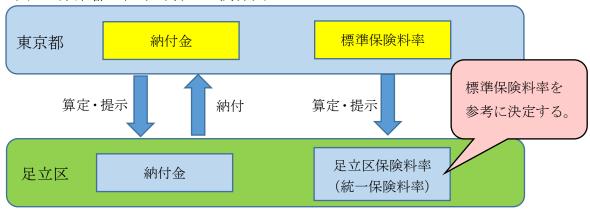
## (I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料率の算定について

平成30年度の制度改革(広域化)以降、東京都が財政運営の責任主体となった ことに伴い、東京都は各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて「国 民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を算定・提示する。

区市町村は、東京都が算定・提示した納付金を納付するとともに、納付金を納めるために必要な費用として標準保険料率を参考に区市町村の保険料率を決定する 仕組みへと変わった(図1)。

図1 東京都と区市町村との関係図



この度、東京都から令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が示されたことに伴い、特別区統一保険料率案及び足立区の保険料率案を報告する。

- 2 東京都による令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定
- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金(一般被保険者分)【足立区】

単位:円

区分	医療分	支援金分	介護分	合計
4年度	15, 021, 940, 324	4, 384, 694, 366	2, 073, 738, 260	21, 480, 372, 950
5年度	15, 633, 117, 491	4, 716, 665, 342	1, 947, 575, 651	22, 297, 358, 484
<b>公</b> 左京!!.	+611, 177, 167	+331,970,976	<b>▲</b> 126, 162, 609	+816, 985, 534
前年度比	(104. 07%)	(107.57%)	(93. 92%)	(103. 80%)

※ 令和5年度の退職被保険者見込数は0人であることから、退職被保険者等分の 納付金は、医療分、支援金分、介護分のすべてにおいて0円

#### (2) 東京都による令和5年度標準保険料率(足立区)

#### 【医療分+支援金分】

	医療	景分	支援	金分	合	合計		
区分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)		
4年度	8. 43	49, 653	2. 55	14, 581	10. 98	64, 234		
5年度	9. 20	55, 065	2. 90	16, 796	12. 10	71, 861		
前年度比	+0.77	+5,412	+0.35	+2,215	+1.12	+7,627		

#### 【介護分】

	介記	<b>養分</b>
区分	所得割	均等割
	(%)	(円)
4年度	2. 58	18, 746
5年度	2. 52	18, 457
前年度比	<b>▲</b> 0.06	▲289

#### 【合計(医療分+支援金分+介護分)】

区分	所得割 (%)	均等割(円)
4年度	13. 56	82, 980
5年度	14. 62	90, 318
前年度比	+1.06	+7,338

#### (3) 令和5年度標準保険料率に基づく1人あたり保険料額(介護分含む)

	東京都	足立区				
4年度	167, 042 円	158, 044 円				
5年度	180,856 円	172, 059 円				
前年度比	+13,814円 (108.27%)	+14,015 円 (108.87%)				

#### (4) 1人あたり保険料増額の要因分析

- ・ 高齢化の進展や医療の高度化により進歩した治療法や薬剤が高額となり、 「1人あたり医療費」が増加した。
- ・ 後期高齢者支援金が大幅に増加した。
- ・ 令和3年度に取り崩した財政安定化基金約55億円のうち、約33億円 (特別区分は約20億円)が令和5年度納付金に加算されている。
- ・ 令和4年度保険料算定において、特別区独自激変緩和措置に加え、さらに 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、追加の一般財源を投入し保険 料の上昇を抑制したことで、4年度から5年度への保険料の上昇幅が大き くなっている。

- 3 特別区統一保険料率案の算定
- (1) 特別区における保険料算定の基本的な考え方

ア 医療分賦課総額



#### ※ 高額療養費等の全額と審査支払手数料を算入

国保事業費納付金に、出産育児一時金の1/3、葬祭費、特定健診・保健事業費等の費用の一部を加算し、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

#### イ 支援金分賦課総額

国保事業費 納付金 国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

#### ウ 介護分賦課総額

# 国保事業費 納付金

国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

- ※ 40~64歳の被保険者に限り介護保険料を徴収する。
- ※ 国の諸係数等に基づき、原則、特別区共通の均等割額を設定する。
- ※ 所得割率は、各区で算定する。
- ※ 5年度の賦課割合(所得割:均等割)は、58:42とする。

#### (2) 特別区独自激変緩和の措置について

特別区では、制度改革の影響により保険料の急増を抑制するため、6年間を激変緩和措置期間として、平成30年度から納付金総額の94%を賦課総額とする独自の激変緩和措置を講じている(図1)。以後、毎年度原則1%ずつ引き上げ、段階的・計画的に保険料率を設定している。

しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、本来97%とすべきところを令和2年度と同じ96%に据え置くことで保険料負担の抑制を図った(図20※1)。

令和4年度は、97.3%(令和3年度を96%に据え置いたことで毎年度1.3%ずつ引き上げることとなった)をベースに、医療分にのみ追加で106億円の一般財源を投入する特例措置を講じ、保険料負担の抑制を図った(図2の※2)。

令和5年度は、物価高騰やコロナ禍における被保険者の負担増を考慮し、本来設定すべき98.6%ではなく、令和4年度の97.3%に据え置いた。さらに、医療分にのみ追加で157億円の一般財源を投入する特例措置を講じ、保険料負担の抑制を図った(図2の※3)。

一方で、特別区独自の激変緩和措置期間については、当初の予定どおり6年間 を維持することとしている。

#### 図1【特別区独自激変緩和措置(当初)のイメージ図】



保険料計算に使用する納付金総額(激変緩和後)

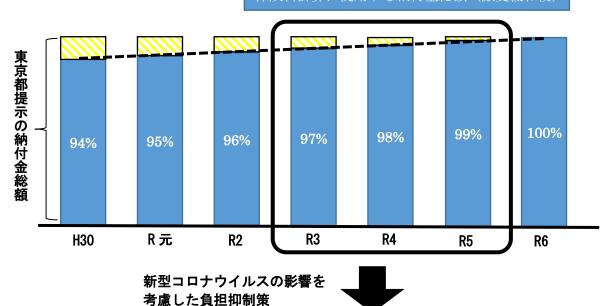
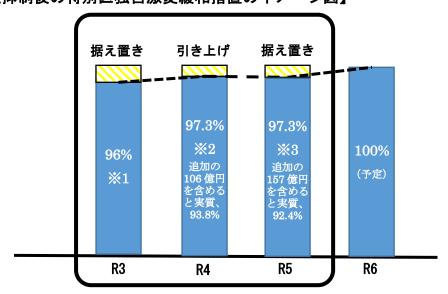


図2【負担抑制後の特別区独自激変緩和措置のイメージ図】



#### (3) 赤字削減・解消の取り組み

国は、平成30年度から原則6年を計画期間として赤字の削減・解消を求めている。東京都国民健康保険運営方針のなかでも赤字の削減・解消に向け、取り組むよう規定されており、特別区においても統一保険料方式の考え方のもと、6年間での赤字の削減・解消をめざしている。足立区としても保険料の上昇に配慮しながら、赤字の削減・解消計画を策定している。

#### 【赤字削減・解消のための基本方針】

- 保険料の収納率向上
- ・ 適正な保険料賦課(特別区独自の保険料激変緩和の毎年1%引き上げ)
- ・ 医療費の適正化
- (4) 令和5年度特別区統一保険料率等案及び過去の保険料率等の推移 資料2参照
- (5) 令和5年度国民健康保険料試算 資料3参照

## 特別区統一保険料率等(案)の推移について

資料2

## 1 特別区の推移

【医療分及び支援金分】

			令和5年 <b>※</b>		令和4	4年度	令和3年度		令和2年度		令和元年度		
賦 課 割 合 (所得割:均等割)			58:	:42	58	58:42		58:42		58:42		58:42	
	所得割率		9.5	9%	9.4	14%	9.5	54%	9.4	13%	9.4	19%	
保	医療	分	支援金分	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%
険 料	均等割額		60,1	四00円	55,300円		52,000円		52,800円		52,200円		
率等	医療	分	支援金分	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円
等	賦課限度額		870,0	000円	850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		
	医療	分	支援金分	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円
17	しあた	り保	:険料	143,3	663円	3円 131,813円		124,989円		126,202円		125,174円	
医療	分	支	援金分	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円
保険	料額		金額	+11,5	50円	+6,8	24円	-1,2	13円	+1,028円		+3,186円	
前年度	度との差		月額	+962	.5円	+568	+568.7円 -101.1円 +85.7円		.7円	+265.5円			

<sup>※1</sup> 令和5年度の保険料率等は、物価高騰やコロナ禍における被保険者の負担増を考慮し、本来設定すべき98.6%ではなく、令和4年度の97.3%に据え置いた。さらに、医療分にのみ追加で157億円(特別区全体額)の一般財源を投入する特例措置を講じ、保険料負担の抑制を図った。

#### 【介護分】

		令和5年度(案) ※1	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42	58:42 58:42		57:43	54:46	
保	所得割率 ************************************	2.23% **2	2.34%	2.20%	1.98%	1.69%	
険 料 率	均等割額	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円	15,600円	
等	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	160,000円	

<sup>※2</sup> 介護分の所得割率は区によって異なる。記載の料率は、足立区独自の料率である。

## 2 特別区と足立区の1人あたり保険料(医療分および支援金分)の比較

	令和5年度(案)	令和4年度	4年度との差
特別区	143,363円	131,813円	+11,550円
足立区	124,222円	117,783円	+6,439円
特別区との差	-19,141円	-14,030円	-5,111円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

#### 1 年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	16, 590	16, 590	88, 608	194, 068	271, 948	351, 244	431, 484	511, 724	594, 796	684, 476
5年度保険料	18, 030	18, 030	93, 153	201, 073	280, 190	360, 746	442, 261	523, 776	608, 168	699, 273
増加額	1, 440	1, 440	4, 545	7, 005	8, 242	9, 502	10, 777	12, 052	13, 372	14, 797
前年度比	1. 087	1. 087	1. 051	1. 036	1. 030	1.027	1. 025	1. 024	1. 022	1.022
均等割軽減対象	⑦:▲42,070	⑦:▲42,070	②:▲12,020							

#### 2 年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	33, 180	33, 180	99, 668	249, 368	327, 248	406, 544	486, 784	567, 024	650, 096	739, 776
5年度保険料	36, 060	36, 060	105, 173	261, 173	340, 290	420, 846	502, 361	583, 876	668, 268	759, 373
増加額	2, 880	2, 880	5, 505	11, 805	13, 042	14, 302	15, 577	16, 852	18, 172	19, 597
前年度比	1. 087	1. 087	1. 055	1. 047	1. 040	1. 035	1. 032	1. 030	1. 028	1. 026
均等割軽減対象	⑦: <b>▲</b> 84, 140	⑦: <b>▲</b> 84, 140	(5) <b>▲</b> 60, 100							

#### 3 給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	16, 590	29, 538	139, 316	205, 396	275, 252	350, 772	426, 292	505, 588	590, 548	680, 228
5年度保険料	18, 030	31, 968	145, 451	212, 581	283, 547	360, 267	436, 987	517, 543	603, 853	694, 958
増加額	1, 440	2, 430	6, 135	7, 185	8, 295	9, 495	10, 695	11, 955	13, 305	14, 730
前年度比	1. 087	1.082	1.044	1. 035	1. 030	1.027	1.025	1. 024	1. 023	1. 022
均等割軽減対象	⑦: <b>▲</b> 42, 070	<b>⑤▲</b> 30, 050								

~]

4 給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	33, 180	57, 188	172, 496	260, 696	330, 552	406, 072	481, 592	560, 888	645, 848	735, 528
5年度保険料	36, 060	62, 018	181, 511	272, 681	343, 647	420, 367	497, 087	577, 643	663, 953	755, 058
増加額	2, 880	4, 830	9, 015	11, 985	13, 095	14, 295	15, 495	16, 755	18, 105	19, 530
前年度比	1. 087	1. 084	1. 052	1. 046	1. 040	1. 035	1.032	1.030	1. 028	1.027
均等割軽減対象	⑦: ▲84, 140	⑤▲60, 100	② <b>▲</b> 24, 040				-			

5 給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	41, 475	71, 013	194, 616	288, 346	358, 202	433, 722	509, 242	588, 538	673, 498	763, 178
5年度保険料	45, 075	77, 043	205, 551	272, 681	373, 697	450, 417	527, 137	607, 693	694, 003	780, 313
増加額	3,600	6, 030	10, 935	<b>▲</b> 15, 665	15, 495	16, 695	17, 895	19, 155	20, 505	17, 135
前年度比	1. 087	1. 085	1. 056	0. 946	1. 043	1. 038	1. 035	1. 033	1. 030	1. 022
均等割軽減対象	⑦:▲126, 210	<b>⑤▲</b> 90, 150	<b>②▲</b> 36,060	<b>②▲</b> 36, 060						

◆ 均等割軽減対象(5割軽減、2割軽減で変更あり)

7割軽減⑦ (5年度) 基準額43万円+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

5割軽減⑤ (5年度) 基準額43万円+29万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

(4年度) 基準額43万円+28.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

2割軽減② (5年度) 基準額43万円+53.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

(4年度) 基準額43万円+52万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下

- ※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者。 ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読み替える。
- ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。 年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

#### 1 出産育児一時金の支給額引上げ

出産費用の増加を背景に、出産者の経済的な負担の軽減のため支給金額を引上げる。

#### (1) 変更内容

42万円 → 50万円

#### 2 保険料賦課限度額の変更

賦課限度額は、医療分、介護分が令和4年度と同額で変更なし。支援金分が令和4年度から20,000円の増額となった。

区 分	5年度	4年度	増 減
医療分	650,000 円	650,000 円	±0円
支援金分	220,000 円	200,000 円	+20,000円
介護分	170,000 円	170,000 円	±0円
合 計	1,040,000 円	1,020,000円	+20,000 円

#### 3 保険料均等割軽減判定基準額に係る見直し

国民健康保険法施行令及び特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の 改正があったことから、以下のとおり国民健康保険料均等割軽減判定基準を変更する。

#### (1) 変更内容

軽減割合	年度	変更内容(判定基準の見直し)
7割軽減	5年度	変更なし
	4年度	基準額43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
5割軽減	5年度	基準額43万円+ <u>29万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
	4年度	基準額43万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
2割軽減	5年度	基準額43万円+ <u>53.5万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
	4年度	基準額43万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者 に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から 15万円を差し引いて判定する。

#### (2) 変更理由

物価上昇等の経済動向を踏まえたことによる

#### (3) 適用

令和5年度分以後の国民健康保険料について適用

4 非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減における「雇用保険受給資格通知」 の取り扱いについて

#### (1) 概要

非自発的失業者に係る保険料軽減の届出に必要な提示書類として、「雇用保険受給 資格通知(※1)」を用いることも可能となった。

※1 雇用保険受給資格通知とは、マイナンバーの利活用の促進を目的として、本人の希望に応じてマイナンバーカードを提示して、雇用保険の基本手当の受給資格確認を受けた者に対し、新たに交付が可能になった通知。

#### (2) 適用開始年月日

令和4年10月1日(省令の公布日は令和4年9月15日)

1 出産育児一時金の支給額引上げ(条例第10条)

引上げ前:42万円 引上げ後:50万円

2 保険料率等の改定(条例第15条の4、第15条の12、第16条の4)

	区 分	改正案	現行	増減	
压	所得割率	100 分の 7.17	100 分の 7.16	+0.01 p	
医療分	均等割額	45, 000 円	42, 100 円	+2,900円	
ガ	賦課割合	52:48	53:47		
支	所得割率	100 分の 2.42	100 分の 2. 28	+0.14 p	
支援金分	均等割額	15, 100 円	13, 200 円	+1,900円	
分	賦課割合	51:49	53:47		
合	所得割率	100 分の 9. 59	100 分の 9. 44	+0.15 p	
合計	均等割額	60, 100 円	55, 300 円	+4,800円	

<u>^</u>	所得割率	100 分の 2. 23	100 分の 2. 34	<b>▲</b> 0.11 p
護八	均等割額	16, 200 円	16,600 円	▲400 円
ガ	賦課割合	54:46	55:45	

<sup>※</sup>足立区国民健康保険条例改正案は、特別区の基準を適用して作成しているため、 賦課割合が、特別区平均と異なる場合がある。

## 3 保険料賦課限度額の変更(条例第15条の16)

区 分	5年度	4年度	増 減
医療分	650,000 円	650,000 円	±0円
支援金分	220,000 円	200,000 円	+20,000 円
介護分	170,000 円	170,000 円	±0円
合 計	1,040,000 円	1,020,000 円	+20,000円

4 低所得者の保険料の減額(条例第19条の2)

	区 分	改正案	現行	増減
匠	7割減額	31,500円	29, 470 円	+2,030 円
医療分	5割減額	22, 500 円	21,050円	+1,450円
カ	2割減額	9,000円	8,420 円	+580 円
支	7割減額	10,570円	9, 240 円	+1,330円
支援金分	5割減額	7,550円	6,600円	+950 円
分	2割減額	3,020 円	2,640 円	+380 円
介	7割減額	11,340円	11,620 円	▲280 円
介護分	5割減額	8, 100 円	8, 300 円	▲200 円
<del>\frac{\frac{1}{3}}</del>	2割減額	3, 240 円	3, 320 円	▲80 円

5 保険料の軽減(均等割額)判定基準の変更(条例第19条の2) 保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減割合	年度	変更内容(判定基準の見直し)
	5年度	変更なし
7割軽減	4年度	基準額43万円 +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
5割軽減	5年度	基準額43万円+ <u>29万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
	4年度	基準額43万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
0	5年度	基準額43万円+ <u>53.5万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)
2割軽減	4年度	基準額43万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数(※2) +10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)

- ※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円と読み替える。
- ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者 に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15 万円を差し引いて判定する。

6 未就学児にかかる均等割軽減金額の変更(条例第19条の4) 軽減額(介護分は対象が40歳以上64歳未満のため、軽減対象外)

		低所得者	改正案	現行	
区分 均等割額	の保険料 軽減割合	軽減額	軽減額	増減	
	改正案	7割	6, 750 円	6, 315 円	+435 円
医療分	45,000 円	5割	11, 250 円	10,525円	+725 円
分	現行	2割	18,000円	16,840 円	+1,160円
42, 100 円	軽減なし	22,500 円	21,050円	+1,450円	
	改正案	7割	2, 265 円	1,980円	+285 円
支援金分	15, 100 円	5割	3,775 円	3,300円	+475 円
金分	現行	2割	6,040 円	5, 280 円	+760 円
	13, 200 円	軽減なし	7,550円	6,600円	+950 円

7 非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減における「雇用保険受給資格通知」の 取り扱いについて(条例第24条の4)

## (1) 概要

非自発的失業者に係る保険料軽減の届出に必要な提示書類として、「雇用保険受給 資格通知(※1)」を用いることも可能となった。

※1 雇用保険受給資格通知とは、マイナンバーの利活用の促進を目的として、本人の希望に応じてマイナンバーカードを提示して、雇用保険の基本手当の受給資格確認を受けた者に対し、新たに交付が可能になった通知。

#### (2) 適用開始年月日

令和4年10月1日(省令の公布日は令和4年9月15日)

定した数で除して得た額)

第15条の5~第15条の11(略)

改正前	改正後
○足立区国民健康保険条例	○足立区国民健康保険条例
昭和34年11月20日条例第11号	昭和34年11月20日条例第11号
目次~第9条の10 (略)	目次~第9条の10(略)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に	第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に
対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。	対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。
2 (略)	2 (略)
第11条~第15条の3(略)	第11条~第15条の3(略)
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)
第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす	第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす
る。	る。
(1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100分の</u>	(1) 所得割 <u>100分の7.17</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100分の</u>
53に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得	<u>52</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得
に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項	に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項
第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭	第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭
和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する	和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する
方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)	方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
(2) 被保険者均等割 被保険者 $1$ 人につき $4$ $\overline{52,100}$ (一般被保険者	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき $4万5,000円$ (一般被保険者
に係る基礎賦課総額の <u>100分の47</u> に相当する額を当該年度の前年度及び	に係る基礎賦課総額の <u>100分の48</u> に相当する額を当該年度の前年度及び
その直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算	その直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算

定した数で除して得た額)

第15条の5~第15条の11(略)

改正前 改正後

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- |第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、|第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、 次のとおりとする。
  - (1) 所得割 100分の2.28(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の53に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条 の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得 た数)
  - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円(一般被保険者に 係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度 の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等 を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13~第15条の15(略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般 被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の 後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との 合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、 20万円を超えることができない。

第16条~第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 次のとおりとする。
- (1) 所得割 100分の2.42(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の51に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する 年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条 の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得 た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,100円(一般被保険者に 係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の49に相当する額を当該年度 の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等 を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13~第15条の15(略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の 後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との 合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、 22万円を超えることができない。

第16条~第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

|第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率||第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率|

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.34 (介護納付金賦課総額の100分の55に相当する 額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第 4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方 法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,600円(介護納付金賦課 総額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇 年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定し た数で除して得た額)

第16条の5~第19条(略)

(低所得者の保険料の減額)

- |第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、|第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定 める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、 それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額 が20万円を超える場合には、20万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課 額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額し て得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
  - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世 帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当し たことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第

改正後

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.23 (介護納付金賦課総額の100分の54に相当する 額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第 4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方 法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円(介護納付金賦課 総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇 年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定し た数で除して得た額)

第16条の5~第19条(略)

(低所得者の保険料の減額)

- 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定 める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、 65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、 それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額 が22万円を超える場合には、22万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課 額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額し て得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世 帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当し たことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)に つき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第

317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第 5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は 第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1 項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314 条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算され る所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡 所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲 渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上 場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は 第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利 子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主 の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号にお いて「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給

317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第 5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は 第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1 項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314 条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算され る所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項 に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡 所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲 渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上 場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は 第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利 子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地 方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主 の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号にお いて「世帯主等」という。) のうち給与所得を有する者(前年中に同条 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給

与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万</u>9,470円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,620円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

改正後

与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万</u> 1,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 1万570円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万 1,050円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 6,600円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料 賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生 した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定 同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない 世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者
  - ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420円
  - イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 2,640円
  - ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

改正後

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万

#### 2,500円

- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 7,550円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第 1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5,000円に当該年度の保 険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその 発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と 特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の
- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,000円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人 について 3,020円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

|第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日|第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) 以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)

がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その 減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
  - じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6.315円
  - イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円
  - ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円
  - イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円
  - ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

第20条~第24条の3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

- を記載した届書を区長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 特例対象被保険者等の氏名
  - (3)離職年月日
  - (4) 離職理由
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

改正後

がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額 (第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その 減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
  - じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6.750円
  - イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,250円
  - ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,000円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,500円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3.775円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

第20条~第24条の3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

- |第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項||第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項 を記載した届書を区長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 特例対象被保険者等の氏名
  - (3) 離職年月日
  - (4) 離職理由
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項
- 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和

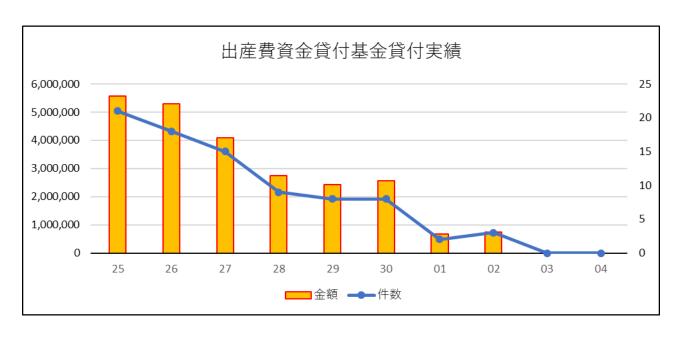
改正前	改正後
50年労働省令第3号) 第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資	50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資
格者証の提示を	格者証 <b>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</b> の提示を求
求められた場合においては、これを提示して行わなければならない。	められた場合においては、これを提示して行わなければならない。
第25条~第29条(略)	第25条~第29条(略)
附則	附則
第1条~第10条(略)	第1条~第10条(略)
	付 則(令和5年●月●●日条例第●●号) (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。 3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## (Ⅱ) 足立区国民健康保険出産費資金貸付条例及び足立区国民健康保険出産 費資金貸付基金条例の廃止について

#### 1 廃止理由

出産育児一時金を足立区から出産する医療機関へ支払う、直接支払制度及び受取 代理制度の導入が医療機関で進んだことから、出産者は区が支払う出産育児一時金 を差し引いた差額のみ出産費用として支払うこととなり、貸付実績は徐々に減少し、 令和3年度以降は、貸付実績無しとなっています。

令和5年4月以降は、出産育児一時金が42万円から50万円に引上げとなり、より一層区民の出産費用の負担が軽減されることから、足立区国民健康保険出産費資金貸付条例及び足立区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止いたします。



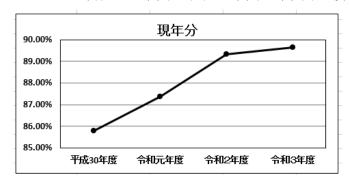
年度	件数	貸付金額	年度	件数	貸付金額
25	21	5, 560, 000	30	8	2, 416, 000
26	18	5, 304, 000	01	2	672, 000
27	15	4, 088, 000	02	3	736, 000
28	9	2, 752, 000	03	0	0
29	8	2, 416, 000	04	0	0

## Ⅱ 報告事項

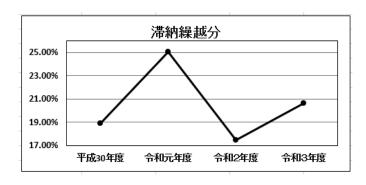
## 1 保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて

(1) 平成30年度から令和3年度の国民健康保険料収納状況

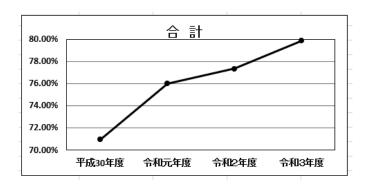
※ 平成30年度~令和3年度は年度末決算数値、令和4年度は12月末現在の数値



	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度 (12 月末現在)
現年分	85. 78%	87. 36%	89. 32%	89. 63%	57. 11%



	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度 (12 月末現在)
滞納繰越分	18. 92%	25. 07%	17. 49%	20. 65%	19. 19%



	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度 (12 月末現在)
合 計	70. 96%	75. 99%	77. 33%	79. 83%	51. 48%

#### (2) 口座振替の勧奨

口座振替加入世帯の増加に向けて、普通徴収の納付方法を原則口座振替としている (年金からの引き落としを除く)。口座振替加入世帯の増を目指し、口座振替新規加入促進キャンペーンを行った。

対前年同月(12月末)比で口座振替加入世帯数は減少し、新規開始は283世帯の増、加入率は0.44ポイントの減となっている。

国保加入世帯に対する口座振替加入率等

時期	加入率 (%)	口座振替加入 世帯(件)	全加入世帯 (件)	F	座振替開始件数 (件)	Ź
4年 12月 (A)	39. 04	35, 040	96, 628	4, 778	【内訳】 ペイジー 口座依頼書	1, 253 3, 525
3年 12月 (A)	39. 48	36, 473	99, 834	4, 495	【内訳】 ペイジー 口座依頼書	1, 071 3, 424
前年比 (A-B)	▲0. 44	<b>▲</b> 1, 433	▲3, 206	283	【内訳】 ペイジー 口座依頼書	182 101

<sup>※</sup>加入率は、全加入世帯から年金天引き世帯(特別徴収世帯)を除いている。

#### (3) 収納チャンネルの拡大

令和4年4月から納付の利便性向上のため、キャッシュレス決済「PayPay 請求書払い」での支払いを開始した。(12月現在 6, 521件、115, 960千円)さらに、令和5年4月から「d払い」、「auPAY」、「LINEPAY」、「J-coinPAY」での支払いを開始する予定である。

#### (4) 差押実績

令和4年度の年間目標720件に対して、12月末現在383件の差押は前年同月(12月末)と比べ、194件の増であり、年度末までに新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ継続して実施していく。なお、差押の主なものは、預貯金、生命保険、給料である。

差押実績

単位:件

年度	差押件数	前年度比
令和3年度	304	+245
令和3年(12月末現在)	189	+186
令和4年(12月末現在)	383	+194

#### (5) 無財産による執行停止

国民健康保険料滞納処分の執行停止取扱基準を平成27年1月22日から施行しており、この基準に基づき、年間目標3,000件に対して12月末現在で1,127件の執行停止を実施した(令和3年度の12月末実績は1,759件)。 生活状況を把握し、適切な見極めを行いながら処理をしている。

#### (6) 納付案内センターの運営状況

足立区納付案内センターでは、区が委託した民間事業者が、土・日・祝日及び夜間も含めて、電話による納付案内を行っている。なお、訪問による納付案内は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月から休止している。また、令和4年8月から新たな取り組みとしてSMS(ショートメッセージサービス)による納付案内を開始した。

【納付案内等実績(4~11月/上段:国民健康保険料、下段:全債権)】 ※ SMSに対する反応は電話での折衝件数に含む。

#### ① 電話

架電日数	架電件数	折衝件数	納付約束件数
101 日	16, 268 件	3,030件	1,865件
172 日	54,507件	11,400件	7,654件

#### ② SMS

発信日数	発信件数
9 日	439 件
41 日	1,673件

③  $4 \sim 9$  月に電話及びSMSにより納付案内し、11 月 30 日までに納付された件数及び金額

#### (雷話)

件数	金 額
911 件	27, 815, 380 円
5,726件	142, 125, 341 円

#### (SMS)

件数	金 額
23 件	442, 529 円
201 件	5,621,219 円

#### (7) 今後の取り組み

足立区の収納率は令和3年度に特別区11位へ上昇(令和2年度は12位)したものの、依然として一般会計からの繰り入れが続いている。赤字の削減・解消を区民負担に重く求めないよう保険料の上昇に配慮しつつ、健全な財政運営のため、国民健康保険料収納率向上3年計画をはじめとした適正かつ公平な徴収により、さらに収納率を向上させ赤字削減・解消と特別区順位の向上を図っていく。

ア 国民健康保険料収納率向上3年計画(令和5~令和7年度)

第二次国民健康保険料収納率向上3年計画は令和4年度で終了し、令和5年度から令和7年度については第三次計画を現在策定中である。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ、収入未済額の圧縮や短期時効(2年)を見据えた現年度収納率の向上に、総合的な知識を備えた滞納整理専門員と一丸となり取り組んでいく。

- イ 収納率向上のためのさらなる取り組み
  - (ア) 現年分から新規に発生した高額滞納事案は、早期の滞納処分を行う。
  - (イ) 全滞納額の4割を占める30万円以上の高額滞納事案の滞納処分に優先して 取り組む。
  - (ウ) 給料差押等により差押を強化する。
  - (エ) 資格の適正化(社会保険と国民健康保険の二重加入の解消)と住民票職権消除により、調定額を圧縮する。
  - (オ) 口座振替新規加入促進キャンペーンの当選枠の拡大により、口座加入世帯率 の向上を図る。

#### 2 ジェネリック医薬品の普及について

(1) ジェネリック医薬品希望シール等の配付

これまでに引き続き、令和3年9月の被保険者証一斉更新に際し、ジェネリック 医薬品の普及・啓発を図るため、希望シールとパンフレット、ジェネリック医薬品 啓発文を刷り込んだ保険証ケースを作成し、被保険者証に同封して送付した。その 後も継続して、新規加入者と希望する区民の方へ、希望シールとパンフレットを配 付している。

#### (2) ジェネリック医薬品利用差額通知の発送

薬剤料の支払が あった月	通知日	発送数 (人)	差額の 最高額 (円)	1件(人) 当たりの 平均額 (円)
令和4年 4月	令和4年10月7日	4, 770	4, 381	422
令和4年11月	令和5年2月17日	4, 414	5, 090	438

#### ア内容

国民健康保険被保険者に対して、服用中の薬をジェネリック医薬品に変えた 場合の薬代の自己負担額の差額をお知らせする。

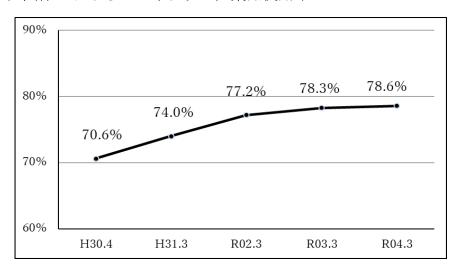
#### イ 通知対象者

薬剤料の支払いがあり、次の条件に該当する国民健康保険の被保険者。

- ① 生活習慣病・慢性疾患を中心とした薬剤の投与を受けた方(対象とする医薬品は薬効分類中、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、 副腎ホルモン剤、糖尿病用剤、鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤)。
- ② ジェネリック医薬品に切り替えることで、一月あたり100円以上の差額が見込まれる方。
  - ※すでにジェネリック医薬品を使用されている方は対象外

#### (3) 区内のジェネリック医薬品普及状況

ア 足立区国保におけるジェネリック医薬品使用率



※ 数値は足立区国民健康保険一般被保険者分の推移

#### イ 削減効果推計

年 度	削減効果額			
令和2年度	約 13 億 2,913 万円 ・区(保険者)約 9 億 3,039 万円(7割負担) ・区民約 3 億 9,874 万円(3割負担)			
令和3年度	約 12 億 7,557 万円 ・区(保険者)約 8 億 9,290 万円(7 割負担) ・区民 約 3 億 8,267 万円(3 割負担)			

※ 使用されたジェネリック医薬品がすべて先発医薬品だった場合の 金額との差を推計

#### ウ 区市町村別ジェネリック医薬品使用率

厚生労働省から令和3年度の区市町村別の使用率が公表された。

2 3 区順位	1位	2位	3位	4位	5位
区 名	江戸川	足立	葛飾	板橋	北
使用率 (令和4年3月末現在)	83. 4%	82.4%	81.9%	79.8%	79. 8%

出典:厚生労働省調剤医療費(電算処理分)の動向より 【参考】令和3年度使用率 東京都78.5% 、全国82.1%

#### <参考>医療用医薬品の供給不足について

令和2年に、一部の後発医薬品製造販売企業の製造管理等に不備があったことを 発端として、医療機関及び薬局において必要な量の医薬品を入手することが困難な 状況が続いております。このような状況を踏まえ、厚生労働省では供給量に関する データ解析を行い、医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、関係団体 に対応を求めております。

## 3 特定健診・特定保健指導の実施状況について

#### (1) 特定健診

ア 令和4年度実施期間

令和4年5月12日~令和5年1月31日

- イ 特定健診の受診率向上の取り組み
  - ① あだち広報、国保だより、国保のてびきに記事掲載
  - ② ホームページ、Aメール、Twitterによるお知らせ
  - ③ 未受診者への勧奨リーフレット発送(11月:22,519 通)
  - ④ 住区センターにポスター掲出
  - ⑤ 小学6年生、中学3年生の教材作成
  - ⑥ 区内小中学校(全校生徒)の保護者向けチラシ配布
  - ⑦ 早期受診キャンペーン (9月30日までの受診でカタログギフト抽選)
  - ⑧ 地域包括支援センターに案内チラシ送付

#### ウ 特定健診の受診状況

令和 3 年度 対象者数 91,239 人、受診者数 37,696 人

特定健診実施計画		第2期	第3期				
年度		29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	
特定健診	目標	60%	47%	50%	53%	55%	
受診率	実績	43.9%	43. 1%	42.6%	39. 1%	41.3%	

※ 実績は法定報告値(当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合) 【参考】令和3年度受診率 特別区40.9%、 東京都42.9%

#### (2) 特定保健指導の実施状況

令和3年度 対象者数4,065人、終了者数239人

特定健診実施計画		第2期	第3期			
年度		29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
特定保健指導	目標	60%	20%	25%	30%	40%
終了率	実績	6. 9%	10.3%	5. 4%	5. 3%	5. 9%

※ 実績は法定報告値(当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合) 【参考】令和3年度終了率 特別区13.3%、 東京都13.8%

#### 4 国民健康保険業務外部化の進捗状況について

#### (1) 契約の経緯

国民健康保険業務委託については、平成26年度から平成30年度までを第1期、 平成31年度(令和元年度)から令和5年度までを第2期として委託契約を締結し ている。なお、第2期委託契約は、委託範囲を2分割し、2つの事業者が業務を請 け負っている。

#### 【第1期】

・ 平成26年度~平成27年度 サービス設計委託

・ 平成27年度 業務運営の半分程度を派遣で実施

· 平成28年度~平成30年度 業務運営委託

#### 【第2期】

・ 平成30年度 業務委託開始の準備及び業務引き継ぎ

· 平成31年度(令和元年度)~令和5年度 業務運営委託

#### (2)業務運営委託の現状

ア 委託対象業務

業務区分	係名	業務内容
	庶務	統計資料作成・報告、補助金申請補助、証明書発行等
資格賦課		加入・脱退届出受付、保険証発行、保険料計算等
対象業務1	収納管理	保険料収納、督促状発送、過誤納還付、保険料充当等
	滞納整理	窓口一次受付、財産調査 等
	保健事業	特定健診受診券作成・発行、補助金申請補助等
业 <i>在</i> 业及 0	給付	高額療養費申請受付、限度額認定証発行等
対象業務 2	システム	国保システム運用、システム関連各種調整 等

#### イ 受託事業者

対象業務1 パーソルテンプスタッフ株式会社

対象業務2 株式会社DACS

#### ウ 運営状況

平成31年度(令和元年度)より一部受託事業者が変更となったが、ここまで 安定した運営が行われている。

#### (3) 足立区国民健康保険業務等委託評価委員会の実施

業務の履行状況を確認するため、外部委員を含めた「国民健康保険業務等委託評価委員会」を毎年開催している。当評価委員会は、平成30年度から地方自治法第138条の4第3項で定められた区の附属機関となり、区長の諮問をもとに本委員会で協議を行い、その結果を区長宛てに答申している。

令和4年度の評価結果は、50点満点中パーソルテンプスタッフが45.0点、 DACSが45.4点と合格点をいただいた。

なお、評価委員会における主な質問、感想等は、以下のとおりである。

#### 【主な質問、感想等】

- ・ 従事者の持ち物について、抜き打ち検査を行うことはあるか。
- 個人情報等紛失事案が発生した際の再発防止策は、どのように行っているか。
- ・ 個人情報の重要性は年々大きくなっている。評価項目の見直しも随時行ってほ しい。
- 職場環境やハラスメントの相談体制等についても評価できるとよい。

#### (4) これまでの成果

ア 評価指標設定による業務目標の可視化

委託品質を確認するためモニタリング指標を設定し、各業務の目標値を明確にした。

- ・ 指標として、窓口待ち時間、正確性、習熟度を定めている。
- 各指標とも目標を達成している。

#### イ 業務の可視化

業務マニュアル・フローの作成により各業務が可視化され、業務の標準化が図れた。

#### ウ 滞納整理業務の強化

外部化により生み出された人材の一部を滞納整理業務へ集中的に配分し、業務 の強化を図った。

エ セキュリティ対策の強化

媒体の管理や紙の廃棄をルール化しセキュリティ対策の強化を図った。

オ 区民サービスの向上

窓口の平均待ち時間が大幅に縮小した。特に、受付件数が最も多い資格賦課担当の窓口においては、直営時に約7分程度であった待ち時間が、第2期においては約50秒にまで短縮できている。

#### 5 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

ア対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準 を満たした方

イ 実績(令和5年1月末現在)

申請件数415 件減免件数219 件不承認件数168 件減免金額43,875,925 円

(2) 傷病手当金の給付について

ア 対象者

給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等 (感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む)し、療養のために労務 に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった方

イ 実績(令和5年1月末現在)

問合せ984 件申請書送付899 件受付628 件支給決定577 件支給金額17,066,135 円

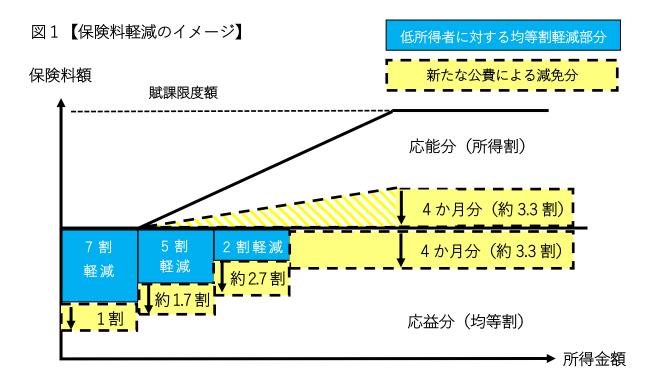
## 6 産前産後期間の国民健康保険料減免制度の創設について

#### (1) 導入の趣旨

低所得者世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられているが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国・地方の取り組みとして、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

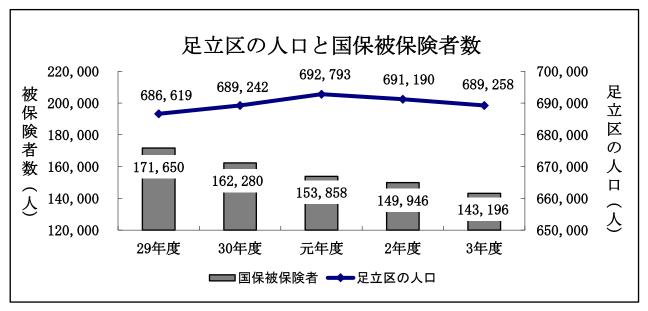
#### (2)制度概要

対象	出産する被保険者 ※令和3年度出産育児一時金支給件数 494件
減免保険料	当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の均等割保険料及び所得割保険料を公費により免除する(図1)
公費負担割合	国1/2、都1/4、区1/4
施行時期	令和6年1月(予定)



## 7 国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について

被保険者数の年度別推移について



※ 足立区人口における4年度国保加入者の割合は19.82%で、前年度比6,439人の減である。

(年度末現在)

	足立区		国民健康保険加入者		加入率		1世帯あたり
年度	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保者数	被保険者数
	世帯	人	世帯	人	%	%	人
29	343, 212	686, 619	111, 393	171,650	32.46%	25.00%	1.54
30	348, 910	689, 242	107, 570	162, 280	30.83%	23.54%	1.51
元	355, 500	692, 793	103, 978	153, 858	29. 25%	22. 21%	1.48
2年	359, 159	691, 190	102, 437	149, 946	28. 52%	21.69%	1.46
3年	361, 781	689, 258	99, 168	143, 196	27.41%	20.78%	1.44
※4年	365, 672	689, 876	96, 395	136, 757	26. 36%	19.82%	1.42

<sup>※</sup> 参考数値。令和5年1月末現在の各数値である。

被保険者1人・1世帯あたり医療費(療養諸費)の年度別推移について

年度	費用額 (千円)	件 数	1人 あたり 費用額 (円)	1世帯 あたり 費用額 (円)	費用額 対前年比
29	58, 468, 950	2, 910, 790	329, 069	512, 899	94.04%
30	55, 552, 347	2, 768, 133	330, 998	504, 393	95.01%
元年	54, 495, 021	2, 630, 116	344, 162	513, 721	98.10%
2年	51, 751, 201	2, 299, 379	339, 867	500, 147	94.97%
3年	54, 820, 613	2, 401, 534	372, 742	542, 193	105. 93%
※4年	54, 340, 462	2, 400, 546	397, 350	563, 727	99. 12%

<sup>※</sup> 参考数値。令和5年1月末までの1か月あたりの平均値を12掛算した推計値である。

# Ⅲ 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年11月10日現在 (任期:令和6年3月31日まで)

(敬称略・代表区分ごとの50音順)

		(敬称略・代表区分ことの50音順)
代表区分	氏 名	備  考
	宇佐美明	被保険者
被	小 島 千惠子	被保険者
保	齋 藤 祐 子	被保険者
険	髙・髙・紅	被保険者
者	中村重男	被保険者
	森 下 秀 重	被保険者
	阿部聡	足立区医師会
保険	泉谷明香	足立区歯科医師会
保険医・保険薬剤師	長 山 真 美	足立区薬剤師会
除 険 薬	賀川幸英	足立区医師会
剤師	倉 田 聡	足立区歯科医師会
	山下俊樹	足立区医師会
	芦 川 武 雄	足立区議会議員待遇者
	くぼた 美 幸	足立区議会議員
公	瀬田富男	足立区議会議員待遇者
益	西の原 えみ子	足立区議会議員
	峯 岸 茂 隆	足立区町会・自治会連合会
	渡辺 ひであき	足立区議会議員
被用用	猿田康悦	ドッドウェル健康保険組合常務理事
保険者保険等	田端直樹	マルハン健康保険組合常務理事
等	信 田 雅 彦	ダイドーリミテッド健康保険組合常務理事